

再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会中間とりまとめ(案)に対する意見

意見1 再エネの FIT 制度からの自立へ向けての提案(DR の活用推進)

【該当箇所】

P.4 I. i. 競争電源に係る制度の在り方

【意見】

下8行目の文章を以下の通り変更する。

「現行 FIT 制度における市場取引の免除については、再エネ発電事業者が蓄電池の活用等により売電収益を向上するインセンティブやインバランス発生を抑制するインセンティブを享受することを妨げ、それにより、蓄電池ビジネスやアグリゲーション・ビジネスの活性化、自家発電やコージェネの出力制御を通じた DR の活用推進、再エネ予測精度の向上や適切な出力調整の実施といった再エネ発電事業の高度化及び電力システム全体の最適化の機会を阻害していることを踏まえると、見直しが必要である。」

※「自家発電やコージェネの出力制御を通じた DR の活用推進、」を追記した。

【理由】

今後限界費用ゼロの再生可能エネルギー電源が大量導入される一方、卸売電力価格が下落し火力発電などの収益性が低下することにより、小売電気事業者、発電事業者のインバランス対応を含むシステムの需給調整力が減少していくことが予想される。このような中、あらゆる電源リソース、需要リソースを活用し、システムの安定化を図っていく必要がある。例えば、第 10 回 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会 資料7「逆潮流アグリゲーションの調整力としての活用」(P8)においては、逆潮流アグリゲーション・ビジネスに対するリソースとして地冷用コージェネ、工場コージェネ、家庭用燃料電池等が挙げられており、蓄電池と並んで、自家発電やコージェネを非 FIT 再エネ事業者の再エネ出力変動対策として活用することを積極的に推進すべきと考える。

意見 2 アグリゲーション・ビジネス等の活性化へ向けての提案

【該当箇所】

P.7 I . i .(3)再エネ事業者による市場取引の在り方 kWh 価値について

【意見】

4 行目の文章を以下の通り変更する。

(変更前)

卸電力取引市場の最小取引単位の水準や、アグリゲーション・ビジネス等の活性化の状況等を見極めながら、FIP 制度の対象とする電源種・規模等を決定する。

(変更後)

卸電力取引市場の最小取引単位の水準の引き下げや、アグリゲーション・ビジネス等の活性化等のための環境整備を進める中で FIP 制度の対象とする電源種・規模等を決定する。

【理由】

(P6.下から 6 行目)「一方 FIP 電気を相対取引するインセンティブは低い可能性もあり、発電予測支援ビジネスやアグリゲーション・ビジネスの活性化のための環境整備を進めることも重要である」との記載があり、国は状況を見極めるのではなく率先してアグリゲーション・ビジネス等の活性化を推進し、その中でルールを示す対応が必要と考える。

意見3 再エネ発電事業者による市場取引の活性化へ向けての提案(アグリゲーション・ビジネス推進のための環境整備:現行制度の見直しについて)

【該当箇所】

P7 I. i. (3)再エネ発電事業者による市場取引の在り方 インバランスについて

【意見】

以下の文言を追加する。

「更には、アグリゲーション・ビジネス側の環境整備として、現行制度ではアグリゲーターと契約した工場等が上げ DR を提供するため自家発停止及び抑制分を系統電力に切り替えた場合、契約電力(常時)増加により契約基本料金が増加してしまうなどの障害があり、これに伴う基本料金の負担を軽減するような手当を検討する必要がある。」

【理由】

本中間まとめ案の「(3)再エネ発電事業者による市場取引の在り方 kWh 価値について」(P6～)では、「再エネの市場統合を進めていくためには、再エネ発電事業者が自ら kWh 価値の市場取引を行うべき」であり、そのためには、「発電予測支援ビジネスやアグリゲーション・ビジネスの活性化のための環境整備を進めることも重要である」としており、賛同の意を表したい。ついでには、その実現を確実なものとするため、次の通り提案したい。本中間まとめ案は全般に再エネ事業者のあり方について焦点を当てているが、再エネ事業者自身が出力調整するというよりも他の事業者との連携や契約により、自らの出力変動に対応することを求めている。その意味では、実際に再エネ出力変動に対応するのはアグリゲーターや DR 事業者であり、出力変動に実際に対応する事業者側の環境整備も重要である。例えば、第 24 回 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ 資料2「再生可能エネルギー出力制御の高度化に向けた対応について」において、上げ DR の実施に向けた改善すべき点として、「現行制度では自家発停止及び抑制分を系統電力に切り替えた場合、契約電力(常時)増加により契約基本料金が増加する。そのため、これに伴う基本料金の負担を軽減するような手当を検討することなどが考えられる」(P14)としており、委員会間の連携を図るとともに、アグリゲーション・ビジネスの環境整備をお願いするものである。

意見4 再エネ発電事業者による市場取引の活性化へ向けての提案(アグリゲーション・ビジネス推進のための環境整備:環境価値について)

【該当箇所】

P7 I. i. (3)再エネ発電事業者による市場取引の在り方 環境価値について

【意見】

以下の文言を追加する。

「更には、上げ DR を実施することで再エネ出力増加に対する需給調整機能を果たすとともに、再エネの出力制御を防止し再エネを最大限導入することに寄与した事業者に対し、上げ DR により生じた再エネ環境価値をインセンティブとする等の仕組みを導入することも重要である。これにより、インバランスを抑制する事業の活性化や非化石価値市場の活性化にも貢献していくことができる。」

【理由】

本中間まとめ案の「(3)再エネ発電事業者による市場取引の在り方 kWh 価値について」(P6～)では、「再エネの市場統合を進めていくためには、再エネ発電事業者が自ら kWh 価値の市場取引を行うべき」であり、そのためには、「発電予測支援ビジネスやアグリゲーション・ビジネスの活性化のための環境整備を進めることも重要である」としており、賛同の意を表したい。ついでには、その実現を確実なものとするため、次の通り提案したい。アグリゲーション・ビジネスの価値は、kWh 価値に留まるものではなく、インバランス調整価値、環境価値も有している。その価値が正当に評価されビジネスとして成立するためには、それぞれの価値に応じた評価と環境整備がなされるべきである。例えば、第 24 回 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ 資料2「再生可能エネルギー出力制御の高度化に向けた対応について」において、「上げ DR に協力する需要家にもメリットが生まれる仕組み等が必要」(P7)であり、「上げ DR により生じた再エネの環境価値を上げ DR のインセンティブとしたい」(P12、P15)との意見が取り上げられており、委員会間の連携を図るとともに、アグリゲーション・ビジネスの環境価値についての環境整備をお願いするものである。

意見 5 自家消費型の要件の考え方についての提案

【該当箇所】

P.9 I.ii.(1)地域アウトプットの考え方 自家消費型の要件について

【意見】

7行目の文章を下記の通り変更する

『自家消費』については、同一の需要地内において電気を使用する類型に加え、同一の需要地内に限らずとも、自己託送や自営線により同一の需要地外へ電気を供給する類型など、事実上自家消費を行っている事業を認めることも検討すべきである。」

※「自己託送や」を追記した。

【理由】

自家消費の要件については「自営線により同一の需要地外へ電気を供給する類型など、」とあるが、自営線だけではなく、自己託送による「系統線を活用した」方式もある。

自己託送は同時同量の下に運用されるため、事業者は需給バランスにも配慮しており、系統安定化には有効な取組みである。さらに再エネ普及拡大のためには自家消費を促す仕組みを幅広く優遇することは有効であると考えため。